

「露出した鉄筋等に対する除錆・防錆技術」に関する公募

公募要領

1. 公募の目的

道路橋やカルバート等の定期点検において露出した鉄筋に対しては、恒久対策が実施されるまでの腐食進行抑制を目的に、防錆剤を塗布するなどの応急措置が行われている。この際、ワイヤブラシやハンマー等で粗い除錆は行いが、鉄筋表面に錆が残存した状態で防錆措置されるのが一般的である。一方で腐食した鋼に対する防錆技術については、民間等において様々な技術が開発されているものの、どのような腐食状態を想定した技術なのか、錆の残存状態により防食性能に違いがあるのかなど、腐食が進行した鉄筋を適用対象とした防錆技術の性能が比較可能な形で整理されていない。

今後、定期点検の実務において応急措置の質を保ちながら効率的に作業を進めていくためには、これらの技術を状況に応じて適切に選定することが求められている。

今回、この露出した鉄筋等に対する防錆技術について、統一的に製品の各種性能比較・評価を行い、適切に選択するために必要な情報を提供することを目的とし、技術比較表を取りまとめるものである。なお、検討比較技術公募への参加は、最終的に国土交通省が作成する技術比較表の形で公表されることを前提としている。

本公募は、公共工事等における新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）※」により、「露出した鉄筋等に対する除錆・防錆技術」を募集するものである。

※「テーマ設定型（技術公募）」とは、現場ニーズに基づき募集する技術テーマを設定し、民間等の優れた新技術（NETIS 登録済み技術を含む）を公募して実現場で活用・評価を行う方式。

2. 公募技術

（1）対象技術

「露出した鉄筋等に対する除錆・防錆技術」

（2）応募技術の条件等

この公募は「公共工事等における新技術活用システム」実施要領に基づき実施するものである。

なお、応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1）審査・選定の過程において、審査・選定に係わる者（国土交通省四国地方整備局新技術活用評価委員会（以下、「評価委員会」という。）、同事務局、並びに委託を受けて（一財）土木研究センター内に設置した当該 WG、同事務局等）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2）応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 3）選定された応募技術について技術内容及び試験結果等を公表するので、これに対して

問題が生じないこと。

4) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。

5) 3. 応募資格等を満足すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者

応募者は技術開発者(※1)とする。なお、共同開発者がいる場合は、応募に際して共同開発者の同意を得ていること。

(※1):「技術開発者」とは、技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者(当該技術についてそれを行行使することができ正当な権原を有する事業者等をいう。)をいう。なお、海外の民間事業者が開発した技術にあつては、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者とする。

(2) その他

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、郵送又は持参にて提出すること。

(2) 提出(郵送)先

〒110-0016 東京都台東区台東1-6-4

一般財団法人土木研究センター 企画・審査部 テーマ設定型担当 宛

5. 公募期間

令和3年6月28日(月)～令和3年7月21日(水)(郵送の場合は、当日消印有効)

6. ヒアリング等

提出された応募資料を確認後、ヒアリング等の実施を予定している。

ヒアリングでは、応募資料で不明な点を確認するとともに、技術比較を行う上で不足の情報を追加で依頼する場合がある。

なお、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等については、各応募者に対して別途通知する。

7. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

なお、本公募への応募と NETIS への登録申請を同時に行う場合、応募により受付登録後の NETIS 登録を保証するものではない。

8. 応募結果の通知・公表について

(1) 選定結果

応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知する。

申請する共同開発者には選定結果の通知は行わない。

選定された技術は、NETIS (URL:<http://www.netis.mlit.go.jp/>) 上で公表する。

(2) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 費用負担

(1) 応募資料の作成、提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 別紙ー 2「露出した鉄筋等に対する除錆・防錆技術に関する要求性能」の別表ー 1、2に基づき実施する共通試験については、応募技術を一括して同一試験機関で行うこととし、共通試験にかかる費用負担は、以下のとおりとする。

- 1) 共通試験において試験体に対する除錆・防錆措置及び各種試験にかかる費用は、応募者の負担とする。なお、共通試験において試験体に対する除錆・防錆措置及び各種試験にかかる費用は、1 技術あたり概ね 20 万円程度が見込まれる。
- 2) 共通試験において試験体の製作、除錆・防錆措置された試験体に対する促進暴露環境の提供にかかる費用については、国土交通省の負担とする。共通試験における応募者と国土交通省の費用分担を表-1 に示す。
- 3) 応募者の負担する費用の確定額や納入方法等については、選定の通知を受けた者に対して別途連絡する。

表-1 共通試験での実施項目の費用分担

試験名	実施項目	費用分担		備 考
		国交省	応募者	
別表－1 施工品質に ついての共通 試験	腐食鉄筋準備	○		鉄筋の酸化皮膜除去後、さびを発生させる
	現場模擬モルタル試験体製作	○		腐食鉄筋を埋込んだ試験体製作
	試験体への除錆・防錆措置		○	腐食鉄筋の除錆処理、および、防錆剤塗布
	塗布時の施工性、塗布後の品質確認試験		○	施工時間、施工品質（膜厚など）の確認試験。
別表－2 防食性能に ついての共通 試験	腐食試験体（クーボン試験片）製作	○		無腐食および 2 種の腐食状態の試験体製作
	腐食試験体への除錆・防錆措置		○	腐食試験体の前処理、および、防錆剤塗布
	除錆・防錆された試験体の促進暴露	○		複合サイクル試験機内で 90 日間養生
	除錆・防錆試験体の外観変化確認試験		○	養生 30 日毎に写真撮影

1 0．技術比較表の公表

（１）提出された資料及び共通試験の結果に基づき作成した技術比較表は、四国地方整備局新技術活用評価委員会において承認を得た後、NETIS

（URL:<http://www.netis.mlit.go.jp/>）にて公表するものとする。

（２）技術比較表の公表時期は、令和4年3月頃を予定している。

1 1．その他

（１）応募された資料は、技術の選定以外の目的で応募者に無断で使用することはない。

（２）応募された資料は返却しない。

（３）選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。

（４）募集内容に関する問い合わせに関しては以下で、受け付ける。

1) 問い合わせ先及び資料提出先

〒110-0016 東京都台東区台東 1－6－4

一般財団法人土木研究センター 企画・審査部 テーマ設定型担当 宛
（柴田、三浦、前堀）

TEL：03-3835-3609（代表）、FAX：03-3832-7397

E-mail：netis-bousei@pwrc.or.jp

- 2) 期間：令和3年6月28日（月）～令和3年7月21日（水）
（土・日・休日を除く平日の9：30～17：00 までとする。）
- 3) 受付方法：面談、電話、E-mailにて受け付ける。

以 上